

第7回 災害廃棄物の処理指針に係る検討会議 議事概要

日時：平成24年6月10日（日曜日）9時30分から12時15分

場所：大阪府咲洲庁舎45階会議室

出席者：山本座長、飯田座長代理、児玉委員、藤川委員

環境省近畿地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課 馬場課長

独立行政法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター 遠藤主任研究員

大阪市環境局 蓑田施設部長、村上技術監兼施設部施設管理課長、津田施設部施設管理課担当係長

事務局：大江環境政策監、矢追循環型社会推進室長、白谷循環型社会推進室副理事、

磯田資源循環課長、大西産業廃棄物指導課長、

資源循環課 佃参事、下村課長補佐、上岡課長補佐、小西主査

議題（1）前回までの結果と新たな府民意見について

●事務局からこれまでに寄せられた府民意見について、新しい意見や生産者団体からの意見の紹介があった（資料1）。

○委員から府民意見を念頭に置いた上で、科学的な見地から検討を進めていきたいという意見があった。

議題（2）個別評価を踏まえた水面における埋立処分に対する考え方について

（北港処分地の個別評価について）

●事務局から水面における埋立処分の方法に関して、第6回検討会議以降の経緯について説明があった（資料2-1）。

●大阪市から北港処分地の概要について説明があった（資料2-2）。大阪市は、北港処分地（夢洲1区）の陸域化した部分の第3層目（2万m²、高さ4m、11万トン埋立可能）に焼却灰の埋立を検討しており、「大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針」（以下、「指針」という。）において定めている、受け入れる災害廃棄物の放射能濃度の目安値 100Bq/kg、埋立可能な焼却灰の目安値 2,000Bq/kg を前提条件として、北港処分地の特殊性を考慮した安全性の個別評価を国に要望したものである。

●北港処分地における災害廃棄物の焼却によって生じる焼却灰の埋立処分にかかる個別評価について、環境省から概要、国立環境研究所から詳細の説明があった（資料2-3、2-4）。焼却灰濃度 700Bq/kg（受け入れる災害廃棄物の目安値を 100Bq/kg、混焼率 20%、セシウムが全て飛灰に移行すると想定した場合の最大濃度）、2,000Bq/kg（「指針」における焼却灰の目安値）のケースについて、水面への直接埋立及び陸域部への埋立の場合における安全性評価を行ったところ、いずれも放射能濃度は告示に定める基準を下回り、安全性が確保されるという評価であった。ゼオライト層を敷設する場合、1～2桁濃度が下がり、さらに安全との評価であった。また、津波被害時についても、十分な安全性が確保されるという評価であった。

○委員からの遮水層（処分場下部の沖積粘土層）の上に水が滞留することはないのかという質問に対し、国立環境研究所から遮水層は透水係数が低いため、保有水位以下では水はすべて横に流れ、物質もそれ

に伴い、水平に流れると説明があった。

- 委員からの長期間での層の状態変化はあまり影響しないのかという質問に対し、国立環境研究所から沈下し終わったとして評価することで、保守的な評価としていると説明があった。
- 委員から地震の揺れによる影響はどう考えているのかという確認があり、大阪市から北港処分地は阪神大震災で埋め立てている状態が変化しなかったとの説明があった。
- 委員から評価結果に最も大きく影響するパラメータについての確認があり、国立環境研究所から評価結果に一番影響すると考えられるパラメータは内水面まで水平に移動する距離で、最も距離が短い地点で保守的に計算したと説明があった。
- 委員からパラメータは安全側の設定かという確認があり、国立環境研究所から分配係数、埋立場所、濃度の設定など、全てにおいて保守的に設定していると説明があった。
- 委員からゼオライトを敷設しなくても十分安全であり、ゼオライトの敷設はさらに安全とする効果的なものという計算結果だとの意見があった。
- 委員から大阪市が考えている具体的な処理方法について質問があり、大阪市から近接する舞洲工場で年3万トン程度を10%を少し超える混焼率で焼却することを考えていると返答があった。
- 委員から混焼率が上がると災害廃棄物に含まれる塩分により焼却炉に影響を受けるのではないかと質問に対して、事務局から指針策定時のデータでは塩分の高いものがあったが、最近の測定データでは0.2%程度(大阪府内の清掃工場の家庭ごみで0.15%程度)のため、20%の混焼であれば影響はないと考えられると返答があった。
- 委員から沈下により廃棄物層(ゼオライトを敷く場合はゼオライト層の下部)が保有水面と接触する予測であるが対策を考えられるかという質問に対して、大阪市から沈下しても廃棄物層が保有水面と接触しないように土壌層を50cm程度増やして敷設する対策を考えていると返答があった。

(北港処分地における埋立処分方法の論点について)

- 事務局から北港処分地における埋立処分方法の論点について説明があった(資料3)。
- 事務局が示した論点(案)のほかに追加の論点はないということで委員の意見が一致した。
- ☆北港処分地における国の評価結果について、評価の考え方及び結果は概ね妥当であるという結論になった。
- 委員からの遮水シートは廃棄物の飛散防止に有効だと考えるが、台風などの強風時の対策について検討しているかとの質問に対して、大阪市から検討している遮水シート自体にある程度の重さがあるが、強風時には重しを置く、固定する等の対策を行う予定との返答があった。
- ☆北港処分地の陸域での埋立方法や測定方法等について、陸上の埋立処分場の方法に準拠することとし、飛散、流出防止のための即日覆土は作業終了後に遮水シートをかぶせる方法で代用して問題ないという結論になった。
- 委員から風評被害対策については、まず風評被害が起こらないようにすることが重要で、そのためには国、府、市が連携して正確な情報を丁寧に分かりやすく説明するべきという意見があった。それに対して、事務局から被災地から運び出す前や、府域での処理の各工程で測定を行い、データは迅速に正確に公開するなど、国、大阪市と連携して迅速かつ丁寧な情報発信を行う。万が一、風評被害が生じた場合は、国に徹底した対応を要望していきたいという説明があった。また、環境省から風評被害については専属チームを設

置するなど国としてもしっかり対応していくという説明があった。

議題（3）岩手県の災害廃棄物の現状及び府の処理工程について

- 事務局から災害廃棄物処理の進捗状況（資料4-1）及び大阪府、大阪市合同による現地確認の概要（資料4-2）について説明があった。「指針」には、選別施設（選別・仕分け）の工程を設けていたが、現地確認により、現地での選別が徹底されていることから、府域では機械等による選別が不要な場合も想定されるという報告があった。

議題（4）その他

- 事務局から検討結果を受けて指針を改定するという説明があった。
- 事務局から今後、試験処理の結果などについて委員の意見をいただきたいという説明があった。